

新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 1月 20日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第11号

新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「新潟市職員の管理職手当に関する規則」の前に「次号に掲げる職員以外の管理監督職員（」を、「占める職員」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）である管理監督職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 10,000円
- イ 2種 9,000円
- ウ 3種 8,000円
- エ 4種 7,000円
- オ 5種 5,000円

第3条第1項中「当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる」を「職員の」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 5,500円

- イ 2種 5,000円
- ウ 3種 4,500円
- エ 4種 4,000円
- オ 5種 3,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 5,000円
- イ 2種 4,500円
- ウ 3種 4,000円
- エ 4種 3,500円
- オ 5種 2,500円

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第33項等の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

- 2 条例附則第33項又は教育職員給与条例附則第22項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若し

くは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。